



福島医発第2727号(地)

平成25年 2月21日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の確保について

子ども予防接種週間の実施につきましては、平成24年12月28日付福島医発2351号(地)をもってお知らせしました。

今般、標記の件につきまして、予防接種後に重篤な副反応が発生した際に備えた小児救急医療体制の確保に万全を期するよう厚生労働省医政局指導課長より日本医師会を通じて、通知がありましたので、お知らせします。

子ども予防接種週間におきましても、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)第7条に基づき、①予防接種後に被接種者が高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること、②医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った都道府県知事又は市町村長に通報することと規定されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員へ周知方お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ208F)

平成25年2月15日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の確保について

子ども予防接種週間の実施についての厚生労働省通知につきましては、平成25年1月10日付（地Ⅲ186）をもってお送りいたしました。

今般、厚生労働省医政局指導課長より各都道府県衛生主管部（局）長に対し、重篤な副反応が発生した際に備えた小児救急医療体制の確保に万全を期するよう協力依頼がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、予防接種実施医療機関への期間中の2次、3次救急医療機関の把握についても周知方併せてよろしくお願い申し上げます。



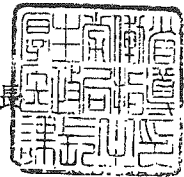
医政指発0214第2号

平成25年2月14日

社団法人 日本医師会

感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省医政局指導課長



「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の確保について

救急医療行政の推進につきましては、平素より多大なご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、各都道府県衛生主管部（局）長あて別添（写）のとおり通知いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、各都道府県・都市医師会への協力要請等、特段のご配慮をお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 医政局 指導課 救急・周産期医療等対策室

小児・周産期医療専門官 中林（内線4139）

救急医療係 酒井（内線2550）

（代表電話）03-5253-1111

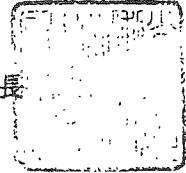
（指導課直通電話）03-3595-2194

医政指発0214第1号

平成25年2月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の確保について

救急医療行政の推進につきましては、平素より多大なご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種率向上を図ることを目的として、（社）日本医師会、（一社）日本小児科医会及び厚生労働省の主催により、平成25年3月1日（金）から3月7日（木）までの7日間、別添実施要綱に基づき、「子ども予防接種週間」が実施されることとなりました。

予防接種後の注意事項については、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第7条において、①予防接種後に被接種者が高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること、②医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った都道府県知事又は市町村長に通報することと規定されております。

貴職におかれましては、貴管下の小児医療機関に対して上記内容に関して改めて周知をお願いするとともに、重篤な副反応が発生した際に備えた小児救急医療体制の確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 医政局 指導課 救急・周産期医療等対策室

小児・周産期医療専門官 中林（内線4139）

救急医療係 酒井（内線2550）

（代表電話）03-5253-1111

（指導課直通電話）03-3595-2194

平成24年度子ども予防接種週間実施要綱

1. 目的

保護者を始めとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、
予防接種率の向上を図る。

2. 主催

社団法人日本医師会、一般社団法人日本小児科医会、
厚生労働省

3. 後援（予定）

文部科学省、「健やか親子21」推進協議会

4. 実施期間

入園、入学前で保護者の予防接種への関心を高める必要がある
時期であることから、平成25年3月1日（金）から3月7日
（木）までの7日間とする。

5. 実施内容

- ・ワクチンで防ぐことができる病気（VPD: Vaccine Preventable Diseases）から子どもたちを救うため、種々の予防接種についての広報・啓発を行う。
- ・予防接種について、保護者からの相談に応じる。
- ・通常の診療時間に予防接種を受けにくい人たちが、土曜日、日曜日等に予防接種を受けられる体制を構築し実施する。

6. 実施機関

協力する医療機関、各地域の予防接種センター

7. 広報

ポスターを作成、配布する。また、マスコミ、行政とも連携を図り、ホームページ（<http://www.med.or.jp/vaccine/>）等を活用して積極的にPRする。

(参 考)

予防接種実施規則 (昭和三十三年厚生省令第二十七号) (抄)

(接種後の注意事項の通知)

第七条 予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者に対して、次の事項を知らせなければならない。

- 一 高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること。
- 二 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行つた都道府県知事又は市町村長に通報すること。
- 三 前二号に掲げる事項のほか、接種後の安静その他接種後に特に注意すべき事項